

# 建築基準法、住宅品質確保促進法の技術基準の見直し体制の整備と国総研による原案作成について



建築研究部 基準認証システム研究室長 五條 渉

## 1. はじめに

国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所（「国総研」）は、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）の技術基準の円滑な見直しを進めるための体制の強化について検討を進めてきたが、2003年1月より新たな体制がスタートし、国総研が技術基準の見直し原案の作成という重要な使命を担うこととなった。

## 2. 性能規定化と基準見直しに対する要請の高まり

建築基準法においては、1998年の法改正以来、要求される性能を明示することで、多様な仕様、材料等の採用が可能となる「性能規定化」を進めてきている。

性能規定化された技術基準体系は、目標とすべき性能要求を定めた基準のほか、建築物がその性能を満足することを証明するための計算方法等を定めた「検証方法」基準と、性能を満足する建築物の「例示仕様」を定めた基準とから構成され、2000年に住宅の品質確保の促進等に関する法律（「品確法」）に基づき新たにスタートした「住宅性能表示制度」も同様の考え方によっている（図-1参照）。

上述の性能規定化の効果を十分に発揮するためには、検証方法及び例示仕様が陳腐化することがないよう、絶えず、民間の新しい技術開発等に対応した見直しを進めていく必要がある。そこで、今般、以下のとおり、技術基準の見直し体制が整備され、国総研が、関係機関の協力を得つつ、技術基準原案の作成の役割を担うこととなった。

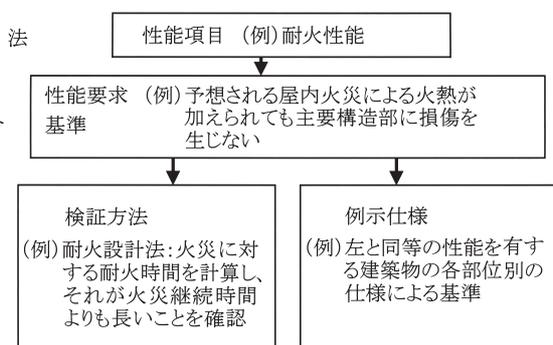


図-1 性能規定化された建築基準体系のイメージ

## 3. 技術基準の見直し体制と国総研による原案作成

まず、国土交通省に、技術基準の見直しの検討を行うため、学識経験者を主要構成メンバーとする「建築住宅性能基準検討委員会」を設けた（図-2参照）。

あわせて、本省（住宅局長）からの要請（2003年（平成15年）1月8日付国住指7913号・国住生236号）を受けて、国総研が技術基準等の見直し原案の作成を行うこととし、所内に「建築住宅性能基準原案作成委員会」を設置した。これは、建築研究部及び住宅研究部が中心となり、独立行政法人建築研究所の研究者の参画を得て、技術基準の原案作成に当たるとともに、上記委員会の全体委員会・分野別委員会に対して分野別部会の機能を果たすものである。なお、原案作成に当たっては、建築住宅性能基準運用協議会（建築基準法・品確法に基づき技術評価等を行う7指定機関が設置）の技術委員会等の場を通じて、民間等との情報や意見の交換を行うこととしている。また、技術基準の見直しに関する提案を広く民間から受ける「コンタクトポイント」を、同協議会の協力を得て開設することとしている。

国総研は、従前より、本省の技術基準策定等への支援を行ってきたが、その国総研の使命が、今回の新体制でより明確化されることとなった。この重要な役割を的確に果たすため、関連する研究活動についても、これまでも増して積極的に取り組んでいきたいと考えている。

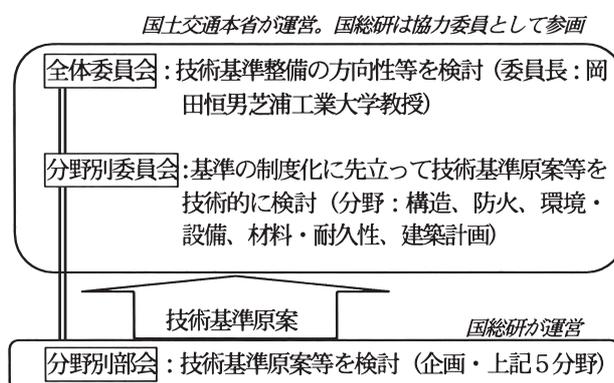


図-2 建築住宅性能基準検討委員会の構成